

**「福井県社会福祉施設におけるサービス継続支援事業費補助金」補助対象となる主な経費について（物品）**

補助対象	補助対象外
<p><b>【衛生用品】</b>            マスク            手袋            ガウン            フェイスシールド            ゴーグル            清拭クロス            ドライシャンプー            消毒液            ハンドソープ            使い捨ての食器</p> <p><b>【消毒・清掃用品】</b>            使い捨ての筥・ちりとり            雑巾            消毒シート            ゴミ袋            使い捨てのゴミ箱            使い捨てのブラシ・バケツ</p> <p><b>【廃棄物処理用】</b>            ブルーシート            ゴミ袋            廃棄物と一緒に処分する容器</p>	<p>体温計            パルスオキシメーター            パーテーション            ポータブルトイレ            おむつ            消毒液の容器のみ            衣料用洗剤            消臭剤            寝具            家電（空気清浄機、掃除機など）            感染終息後も繰り返し使用できるもの（ゴミ箱など）            医療用品（酸素ボンベ、吸入器など）            ゾーニング用品            抗原検査キット            ※自費検査の要件を満たす場合のみ対象            食料品</p>

**「福井県社会福祉施設におけるサービス継続支援事業費補助金」補助対象となる主な経費について（人件費）**

補助対象	補助対象外
<p><b>【割増賃金・手当関係】</b>            感染対応に関連して発生した時間外労働の手当            ※感染に伴い増加した事務業務等を含む</p> <p>感染対応に関連して支給された手当            ※対応手当、夜勤手当など</p> <p><b>【新規職員の雇用関係】</b>            人員不足に伴い新規雇用した職員の給与            ※人員不足の期間の賃金（日割）のみ対象</p> <p>人材紹介料募集広告</p> <p>損害賠償保険の加入費用            ※新規雇用職員によるサービス提供時の事故等に対する保険</p>	<p>平常時から発生している時間外労働の手当</p> <p>平常時から支給されている手当            ※通勤手当など</p> <p>感染に伴い休職した職員の給与</p> <p>感染した職員への見舞金</p> <p>職員が退職したため新規雇用した職員の給与</p> <p>感染対応にあたった既存職員の給与（基本給）            人員不足に伴い新規雇用した職員の、人員不足解消後の給与</p>

**【注意事項】**

平常時から支給されている手当が感染対応により増額した場合は、増額分のみが対象となります。

例 1) 時間外労働 10 時間のうち、感染対応によるものが 7 時間  
 →7 時間分の手当が対象

例 2) 平常時は夜勤 1 名だが、感染対応期間は夜勤 3 名に増やした  
 →2 名分の夜勤手当が対象

**「福井県社会福祉施設におけるサービス継続支援事業費補助金」補助対象となる主な経費について（その他）**

補助対象	補助対象外
<p><b>【帰宅困難職員の宿泊関係】</b>            宿泊費（ホテル等）            ウィークリーマンション、アパート等の賃料            ※帰宅困難期間分の賃料（日割）のみ対象</p> <p><b>【応援職員の派遣関係】</b>            派遣先で勤務するための旅費・宿泊費</p> <p>応援職員の人件費            ※主な人件費（前頁）の考え方による</p>	<p><b>【帰宅困難職員の宿泊関係】</b>            宿泊先までの旅費            宿泊中の食費            宿泊中の洗濯代            アパート等を借りた際の光熱費            アパート等を借りた際の寝具代・家具代等</p>